

少年犯罪は商売になるのか？

アレックス・フリードマン

CAPITALIST PUNISHMENT: Prison Privatization & Human Rights.
Coyle, Campbell and Neufeld eds. (Clarity Press, Inc., Zed Books, 2003)
Chapter 4: Juvenile Crime Pays — But at What Cost?/by Alex Friedmann

紹介者：山口直也

一 論文の紹介

1 全体の要旨

全米少年拘禁連合会 (National Juvenile Detention Association) は、全米の少年矯正施設の5%が民間団体によって運営されていると指摘している。営利目的の刑事施設、未決拘禁施設、ブートキャンプといった青少年犯罪者を収容する施設は、急速に産業化して、今や「少年たちを学校から矯正施設へ運び出している」と表現されるような状況である。そのような中で矯正企業は、政府との契約の際に、施設運営のコストを削減するとともにサービスを最低水準に抑えることで莫大な利益をあげることができるようになってきている。

2 矯正施設産業の展開

少年司法非行防止局 (Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention) の研究によると、1991年から1995年にかけて民営施設への青少年犯罪者の収容率は9.6%増加して、総数は35,600人に上っている。

全米矯正社 (Corrections Corporation of America)、ワッケンハット社 (Wachenhut Corporation)、矯正サービス社 (Corrections Service Corporation) といった民間企業は、成人矯正施設のみならず、いまや少年矯正施設の領域においても営利目的のサービスを展開するに至っている。また1997年にコーネル社は、1,300人の少年に居住、教育、処遇の各プログラムを提供してきた代表的な企業を吸収したことを発表した。

青少年犯罪者に対する民間企業によるサービスがもっとも充実しているとされるのが、青少年サービスインターナショナル社 (Youth Service International) である。該社は400以上のベッド数を20以上の少年矯正施設で扱っており、年商100万ドル以上を売り上げていた。しかし、1999年に上記の矯正サービス社に買収されている。

3 総合的検証

ところで、施設収容も含めた青少年犯罪者に対する矯正サービスの民営化の状況は、今日多くの総合的な検証にさらされている。

少年司法サービスの民営化に関する公共機関の反応は、当初はあまり熱心なものではなかった。例えば、1997年に少年サービスインターナショナル社が、ペンシルバニア州及びニューヨーク州に少年未決拘禁所を建設・運営しようと計画したが、地域社会の激しい反対にあって計画を断念している。被収容者を施設に収容して企業が利益をあげることが不道徳であるとされたのである。そしてまた、被収容者を拘禁して監督する責任を政府が契約によって民間企業にゆだねることが不適當であるとも指摘されたのである。

地域社会はさらに安全面の問題について懸念を示したし、そのことは過去に他地域の民営少年施設で起こった出来事によってますます確信に達したのである。例えば、1994年に、メリーランド州ボルティモア郡にある重罪少年犯罪者収容施設を運営していたリバウンド社は、多くの逃走者を出したことによって政府から契約を解除されている。

そしてこのような問題はしばしば少年犯罪者自身の問題というよりも、政府と契約を結んでいる民間企業そのものにあるとも言える。例えば、全米矯正社が運営する施設から7名の少年が逃走した事件を調査してみると、そこでは職員たちが少年たちに対して過度の暴力を振るっていた事実が明らかになっている。その職員たちは少年たちの両手両足を縛りあげた事実で訴追されている。また、少年たちはその他の虐待も受けたと主張したし、食事、医療、衛生のサービスを受けられなかったとも主張したのである。そして、後に民事訴訟において敗訴した同社は300万ドルの損害賠償を支払うことになった。

このような大きな躓きがあるにもかかわらず、少年矯正産業は増大し続け、同時に、州及び地方政府は、予算を抑制しながら増加する少年犯罪者を処理しようと試み続けている。このような利益目的に基づいた少年犯罪政策の直接的な結果として、以下のルイジアナ州、アリゾナ州、コロラド州の例のような悪しき状況が増加していることは事実である。

4 ルイジアナ州における恐怖と嫌悪

司法省は、少年被収容者に対する虐待を阻止できなかったこと及びそれらの者に十分な教育、医療、精神的ケア等を提供しなかったことを理由に、1998年11月5日にルイジアナ州を提訴した。

1997年の調査で司法省は、問題となっているタルーラ刑務所で看守が被収容者の少年を日常的に殴っていたことを明らかにした。また1998年の同省の報告書によれば、同刑務所では精神的疾患を有する少年の処遇ができないにもかかわらずそれらの者を受け入れて一般刑務所に収容し、しばしば被害にあってい

たことが明らかにされている。

1998年5月には、タルーラ刑務所に収容されている620人の少年のうちの70人が暴動に巻き込まれた後に診療施設に送られている。多くの者には切り傷や打撲傷があり、ある者は強姦の被害にあっていたりもした。

調査結果によれば、これらの問題は、極めて高い確率での職員の辞職によっているということである。職員は1年以内に100%の確率で辞職しているのである。職員は1時間にほんの5.77ドルしか受給していなかったのである。にもかかわらず、同刑務所の運営主体であるトランスアメリカン開発社は、少年1人につき日に71ドル、年にして全体で1,600万ドルを州から受け取っていたのである。

同社は司法省からの改善勧告に対して、改善を実施することは高くついて商売として見合わないとの不平を述べていたことがわかっている。そこで施設自体は、後に矯正サービス社に売却されてしまったのである。なお、同刑務所の前刑務官は少年に対する暴行から生じた公民権法違反の罪によって有罪判決を受けている。

5 アリゾナ州における遺棄致死事件

アリゾナ州オラクルにあるアリゾナ少年牧場 (Arizona Boys Ranch) に収容されていた16歳の少年ニコラスは、1998年3月2日、激しい運動を強制された後に死亡した。ニコラスは、死亡する数日前に、職員に対して、自らが病気であることを訴えていた。しかし、職員は、ニコラスが仮病を使っていると決めつけてかかり、衰弱していたにもかかわらず運動を命じたのである。

ニコラスはカリフォルニア州が民営施設に送っている1,000人以上の少年のうちの1人であった。彼の死亡をきっかけとしてアリゾナ州とカリフォルニア州の機関が同牧場を調査したところ、過去5年の間におよそ100人の少年が虐待を受けていた可能性が明らかになった。

ニコラスの死亡の件では、同牧場の前職員が故殺罪によって訴追されてい

る。また、この事件をきっかけにして、カリフォルニア州は、同州の少年が収容されている他州の民営施設に関する監督と管理を強化する内容を含んだ法案を成立させたのである。

6 コロラド州における違法行為

リバウンド社によって運営されるコロラド州ブッシュのハイプレインズ青少年センター（High Plains Youth Center）は、州政府の調査の末に、虐待及び違法行為があったとして1998年4月に閉鎖された。被収容者が調査官に語ったところによると、彼らは職員によって首を絞められたり、足蹴りにされたりしたということであった。また、何人かの職員は少年と性的行為をもったとして解雇されている。

州の調査官の報告によると、施設におけるこれらの問題の多くは、低い給与水準とあまりにも頻繁な職員の入れ替わりに起因しているということである。164人の雇用者のうち、実に25人が3ヶ月以内に辞職しているのである。

また他の問題としては、施設に精神障害を持つ少年を収容することがあげられる。リバウンド社は、当該施設において精神的疾患を有する少年にサービスを提供できると広告しているにもかかわらず、実際にそのサービスを提供する資格も有していなかったし、当然、十分なケアを提供できていなかったのである。

このことをうけてコロラド州人的支援局は、1998年4月20日に、当該施設を少年施設として運営する資格はないとして、リバウンド社との契約を解除している。

7 日常的な出来事

民営化による少年矯正産業は過去及び現在の失敗から何も学んでいないように見える。民営施設に収容されている少年犯罪者に対する組織的な虐待、不法行為及び不十分な処遇が継続していることは、われわれが日々多くのメディア

を通じて見聞きしているとおりである。

1998年にはワッケンハット社が150万ドルの賠償金を支払う示談を行っている。それはテキサス州コーク・ブロントにあるコーク郡少年司法センターに収容されていたサラを始めとする12人の少女が起こした集団訴訟に対する同社の対応であった。同センターでは、性的虐待、身体的虐待、心理的虐待が日常化していたのである。少なくとも1人の職員が性的暴行について有罪答弁をしていたので、同社は、訴訟の継続で傷口を広げることを避けたのである。

2000年1月9日は、矯正サービス社が運営するテキサス州マンスフィールドにあるブートキャンプに収容されている18歳の少年の少年ブライアンが、治療を求めたにもかかわらず、治療を受けられずにブドウ球菌による肺炎によって死亡した。大陪審は、この「現代の拷問」に関して、看護師を過失致死と故殺で正式起訴した。

2001年6月1日には、矯正サービス社が運営するネバダ州ラスベガスにあるサミット・ビュー青少年矯正センターから20人の少年が逃走している。同センターが、収入を得るために釈放期間が過ぎている少年を収容し続けたからである。他にも、職員が少年に性的虐待を加えて有罪判決を受けたりしている。

8 営利を目的とした運営に伴う本来的問題

このような出来事、すなわち虐待や不法行為が民営の少年施設に固有な問題であるかといえばそうとは言えない。これらは多くの州の少年司法局において発生している問題であって、青少年犯罪者に対して強硬な政策をとるために収容数を増やしていったことに起因している。立法者が少年矯正施設の拡張のための予算を組む際には、しばしば教育、職業訓練、処遇の各プログラムに関する適切な予算がカットされがちになるのである。

もっともいくつかの最悪の虐待・遺棄事件は民営少年施設において発生している。なぜなら、民間企業は納税者よりも株主を重んじるので、それだけ利益追求のための手抜きが生じるからである。民営施設には支出を減らして利益を

あげるといふ本来的な欲求がある。そのために、職員の訓練を怠ったり、賃金を低く抑えたり、職員のレベルを下げたりして、重大な問題を引き起こしているのである。

民営施設における少年犯罪者の処遇において問題を生じさせているもう1つの原因は、実に多数の精神疾患をもった少年が存在することである。民営少年施設は精神病の少年を多く収容するが、それは当局によって支払われる額が一般の少年よりも高いからである。しかしながら、精神疾患に対するケアや治療が十分に行えない施設が多いのが事実なのである。

そして最後に明らかなことは、少年司法領域においてサービスを提供する民間企業にとって、少年のリハビリテーションは最優先課題ではないということである。民営施設の運営者は、少年が矯正されて施設を去った場合には新たな少年を入所させて収入を安定させなければならない。その意味でリハビリテーションは非生産的なのである。

9 結論：民営化にはその値打ちがあるのか？

ではなぜ、本来的に営利目的な民営企業によって運営される少年矯正の欠陥があるにもかかわらず、地方自治体あるいは州政府は、そのような企業との契約を続けるのだろうか？それは、「お金の節約」ということに尽きるらしい。結局のところ、企業が、人件費の削減、矯正職員数の減員、必要な処遇プログラムのカット、職員訓練の廃止などを行ったとしても、それによって実際に廉価な少年ジェイル、ブートキャンプ、未決拘禁所が運営できるからである。

しかしながら、民営少年施設を退所した少年は、彼らが入所したときよりも心的外傷の程度、遺棄の程度、あるいは虐待の程度が強くなっているわけであるから、長い目で見ると、社会に対するコストはかえって高いものにつくことになる。少年犯罪者に対する情緒、社会、教育及び職業の上での諸ニーズを満たしてあげなければ、彼らは再び虐待と非行のサイクルに巻き込まれる可能性が高くなる。そして最後には成人犯罪者への道を歩むだけなのである。

二 コメント

1 民営化と営利目的

アメリカ合衆国において1980年代以降に本格化した厳罰化政策は、少年法における保護理念を失わせる方向に進んだことは否定できない。手間暇をかけたケースワーク的な保護教育ではなく、「罰」としての隔離収容の方が世論の納得を得やすいとの政治的判断があったのである。その結果、多くの州では、少年法の目的規定から「少年の最善の利益のために」という文言が削られ、かわりに「公共安全のために」という文言が加えられている。そして、ごく低年齢の少年犯罪者であっても施設に収容されるし、特に刑事処分を受けた少年の場合には成人刑務所に収容されるという状況が日常的業務になっている。しかしこのことは施設内での過剰収容状況を生み出し、政府の財政をいっそう圧迫するようになったのである。

そこで登場したのが「安上がりな矯正」としての施設民営化である。民営化には大きく分けて、営利目的のものと非営利のものがあるが、財政支出を抑えることに意味を見いだす場合は、より安価な「サービス」を提供する営利企業による運営が選択されることは言うまでもない。本文で紹介されているのは、すべて営利目的の企業によって運営される民営施設の例である。すなわち、民営化によって政府の財政支出を低く抑えることがねらいなのである。しかし、このことを追求することで被る損害は極めて大きいことがわかる。被収容者である少年たちに対する身体的・精神的虐待を含めた高度な人権侵害である。そしてこれらの人権侵害を受けた少年たちも含めて社会復帰のための処遇を受けられなかった少年たちが、結局は立ち直れずに再び施設に戻っていくというサイクルが出来つつある。その意味で長い目で見れば、営利目的の民営少年矯正施設は決して安上がりにはならないというのがフリードマンの分析である。

このことは、営利民営施設と非営利民営施設を区別した実証研究においても証明されている。それによると、営利民営施設の方が非営利民営施設あるいは公営施設に比べて、運営コストが低くなることは明らかになっているが、同時に、営利民営施設を退所した少年の再非行率は、非営利民営施設あるいは公営施設を退所した少年に比べると高いこともわかっている。再非行を行った少年たちが再び施設に収容される確率は非常に高いので、長い目で見れば、営利民営施設による一見効率的な運営は、コストの面、少年の社会復帰援助の面で非効率的であると結論づけられているのである。⁽¹⁾

では営利目的ではない、非営利の民間団体による少年矯正施設運営の場合はどうであろうか？公益法人的な非営利組織が少年矯正施設を運営することで、公営では制約があって困難な活動も、被収容少年の利益のためにできるとすれば、それはそれで意義があるように思われる。以下では、非営利民間組織による少年矯正施設運営の意義について若干検討してみる。まずその前提として、少年矯正施設民営化の歴史と現状について瞥見しておくことにする。

2 アメリカの少年矯正施設民営化の歴史

アメリカにおいて最初の少年矯正施設は、1825年に少年非行者改良協会によって設立されたニューヨーク保護院（New York House of Refuge）である。そして当初から、民間事業主も保護院の運営に携わっていたことは知られている。

もともと、1800年代半ばに懲罰的少年院（reformatory school）が登場して、本格的な少年矯正処遇が始まる。まず1846年にマサチューセッツ州ライマン男子少年院が設立され、その後1876年までに51の少年院及び保護院が全米に展開されている。そして1890年までには南部を除く全州に施設ができています。これらの少年院も当初から州立のものもあれば民営のものもあったことが知られている。

しかしながら、これらはあまりにも懲罰的な施設であったので、次第に小舎

制 (cottage system) と呼ばれる家庭的環境の処遇形態が考案されて実施されるようになったのである。この小舎制についても民間機関・公的機関の両者によって運営されている。その後、第1次世界大戦の影響もあって、軍事的訓練が少年矯正教育に採り入れられることになるが、「健全な肉体には健全な精神が宿る」という基本的な考え方がその後の矯正に受け継がれていくことになる。そしてそれが、現在の少年矯正におけるキャンプ (camp)、ランチ (ranch)、職業訓練学校 (training school) などに結びついているのである。

3 少年矯正施設の現状

ところで、現在のアメリカにおける少年矯正施設を類型化すると概ね以下の5つに分けられる。まず、①少年未決拘禁施設 (Juvenile Detention Center) である。これは多くの場合、家庭 (少年) 裁判所に隣接する非行少年用の未決拘禁施設であると同時に、短期の身柄拘束、プロベーション等に用いられる処遇施設でもある。次に、②開放型少年院である。通常は、山上などにあるキャンプ型のもの、かなり都市部から離れた牧草地帯にあるランチ (牧場) 型のものなどである。比較的短期収容で拘禁の度合いは低い収容形態によって処遇が展開される。さらに、③ブートキャンプ (Boot Camp) である。軍隊式の規律によって徹底的に管理されるこの形態の施設には、比較的短期で収容され、集中ショック療法的な処遇が展開される (以下の4③を参照)。そして④一般少年院である。一般少年院はまったくの閉鎖施設であり、通常は PRISON と呼ばれている場合が多い。それだけセキュリティーレベルが高い。この場合、保護処分の少年だけではなく、刑事処分として刑罰を受けた青少年犯罪者も収容されている場合が多い (その場合、各被収容者の居住棟は別にされる)。最後に、⑤ハーフウェイハウスおよびグループホームである。これらは、②、④の少年院を仮退院した少年が社会復帰を遂げる前段階で処遇を受ける半拘禁移設である。少年は、日中は学校や職場に通うことになる。セキュリティーレベルは低く、最も民営に適しているとも言われている。

現状では、これらのすべての形態の施設がいまや民営化の対象となっている。アメリカにおける矯正施設の民営化が1980年代に本格的に始まって以来、2001年の終わりには成人矯正施設の6.5%が民営化されているが、このような増加傾向は少年施設においても同じである。1999年末に居住型少年矯正施設の30%が民営化されており、被収容少年は3万人を超えているのである。少年の矯正処遇といっても、営利企業も含めた民間組織によって運営されることはまったくめずらしいことではなくなっている。

なお紹介論文においては営利目的の民営施設の諸問題が明らかにされているので、以下においては、非営利の民営少年矯正施設の例を挙げておくことにする。

4 民営少年矯正施設の実例

筆者が訪問した民営の少年矯正施設は、①ペンシルバニア州フィラデルフィア市郊外にある州レベルの拘禁施設グレンミルズ・スクール (Glen Mills School)、②テキサス州ヒューストン市アストロドームのすぐ横にある郡レベルの施設エクセルアカデミー (Excel Academy)、及び③ヒューストン市郊外にある郡レベルの施設デルタ・3・ブートキャンプ (Delta 3 Boot Camp) である (いずれも訪問は2000年3月)。

①まず、グレンミルズ・スクールはおよそ180年の歴史を持つ民営の施設であり、その前身は少年の矯正施設の始まりであるフィラデルフィア保護院 (Philadelphia House of Refuge 1826) である。それだけに施設およびスタッフは充実している。まず施設については、756エーカーの敷地内に、事務棟、居住等はもちろんのこと、勉強を行う教育棟、図書館、体育館、健康棟、めがね販売店・印刷所・理髪店などを含む職業訓練棟など複数の立派な煉瓦造りの建物が点在している。なおゴルフ場も設けられており、少年たちの授業はもちろんのこと、職員の余暇活動にも使われている。スタッフも事務員を除いてほとんどが学校教員としての資格も有しており、教育、職業訓練、生活指導等の

あらゆる場面で手厚い指導が行われている。15歳から18歳の男子少年およそ900人が収容されている。

以下、ごく簡単に処遇内容の一部を説明すると、まず教育については、一人一人の個別教育計画に基づいて、学習センタープログラム、中間レベル、前総合教育開発 (pre GED) プログラム、GED プログラム、そして大学準備プログラムの5つのレベルでプログラムが展開されている。筆者が訪問した際に大学に合格した元被収容少年が訪ねてきていた。次に職業訓練についてであるが、少年は言葉遣い、手先の器用さ等の一般的な適性検査を受けた後に、学校に用意されているセラミックデザイン、めがね、出版、カメラ、ラジオ放送等の15のプログラムのどれにふさわしいかの検査を受ける。その後、職業訓練センターに進んで、それぞれの適性に応じた指導を受けることになる。そして生活指導は、「わたしたちの生徒は個人的特性を持っていて無限に学び成長する可能性をもっていること」、「わたしたちの生徒は悪い子ではない。責任を持たせつつ、環境に適合する態度を身につけさせること」をモットーに行われている（これらのモットーが建物の壁のいたる所に掲げられている）。

なお秩序維持の面に関しては、本施設がフェンスもない開放施設であるためにスタッフはかなり気を遣っているようである。少年自身に責任感を持たせると共にスタッフが3交替制で行動を監視している。ここでは身体検査も裸体検診も行われぬ。武器も使わないし、保護室もない。ただし不測の事態が発生した場合には、州警察が介入する。

②次に、エクセルアカデミーはテキサス州ハリス郡立の半拘禁処遇施設で前記のグレンミルズ・スクールのノウハウを学んで作られた施設である。郡立施設ではあるものの教育を中心とする所内での処遇は、地元の民間矯正教育学校ブラウンスクール (Brown Schools) との間の契約によってなされている。少年たちは夜間と週末は自宅で過ごし、昼間の勉強の時間だけをこの施設で過ごしている。プロベーションの一環として集団的な教育を受けているのである。送り迎えは郡のスクールバスによってなされる。

施設内の案内はリーダーの2人の少年（そのうちの1人は本当はプログラムを終了しているのだが、地元の公立学校に帰るとトラブルに巻き込まれる可能性が高いということで率先してこの施設に通っているということであった）がやってくれたが内部は厳格な学校以外のなにものでもない。ブラウンスクールは次のブートキャンプについてもそうであるが、いわゆる教育というソフトの部分だけを提供する私立の矯正教育学校である。

③最後に、デルタ・3・ブートキャンプは閉鎖施設であって建物は嚴重に監視されている。ここでは前記ブラウンスクールの職員が中学校・高校の先生として主として学校教育プログラムを提供している。生活指導の面においては基本的に郡プロベーション局の矯正職員が厳格にあたっている（処遇管理は厳格な刑務所と変わらない）。しかしながら、収容されている少年の生活が勉強と軍隊訓練に明け暮れることから考えれば、ブラウンスクールが教育のみを提供すればよいというわけではなく、生活指導もあわせて行わなければならないことは当然である。その意味で両者は共同作業を行っていると言ってよい。施設に収容されている少年が民間の職員である教員に対しても極めて規律正しく接していることからそのことはわかる。

ここでの代表的なプログラムはDART (Discipline, Accountability, Redirection, Transition) プログラムで、4つの段階を経ることで社会への再参加が促されるとしている。それぞれの段階で達成目標が決まっており、制限事由も決まっている（例えば、第1段階は手紙不可、電話不可、面会不可など）。一定の日数で目標を達成すると次の段階へ進むことができるようになっている。平均終了日数は120日である。

5 非営利民営少年矯正施設の意義

以上、ごく簡単に非営利の民営少年矯正施設を概観したが、これらの施設においては、合理的な運営を行うことで無駄を省き、ソフトおよびハードの面でよりよいサービスを少年に提供できている点は積極的評価に値するよう思わ

れる。しかし、民間団体がストライキを行ったらどうなるのか、破産したらどうなるのか、施設の安全維持のために有形力を行使することはできるのか、だれが処遇の達成状況をモニターするのかなど問題になりそうな点が多いことも事実である。実際には、これらのことは州（郡）との契約事項の中で明示されている場合が多いが、事実上起こってしまった場合の対応は明確であるとは言えないように思われる。また、訪問した民営施設の場合は、非営利団体が運営するものであったので比較的問題が少ないように見えたが、フリードマンの論文にもあったように、営利を追求して損失を出さないように行動することが宿命づけられている営利目的の民営施設の場合は問題が多いことはいまや周知の事実である。例えば、リハビリテーションを放棄して実質的に処遇を行わず、少ない職員でモニター管理を中心に監視して施設経営を合理化するといったようなことはめずらしくないのである。

なお、民営施設と公営施設を比較検討したある研究によると、①民営施設に収容される少年については男子少年の割合が公営施設に比べると高いこと、②民営施設のスタッフの年齢は公営施設にスタッフに比べて若いということ、③民営施設は、小規模の新しい施設に多く、そこでは集中的な処遇が行われていることがわかっている。そのうえで、①が施設内での処遇に特に影響を与えることはないとされている。②についてはサラリーが低くなるので全体のコストを抑えることができるメリットがあるが、そのことが処遇水準を低下させるものではないとされている。また、③については、セキュリティレベルの低い施設あるいは小規模施設で、公営施設よりも質の高い処遇が期待できることが指摘⁽²⁾されている。

6 わが国への示唆

フリードマンが本文で明らかにしているように、営利目的の民営化は利潤追求のために種々な問題を引き起こすことは間違いない。したがって、少年の健全育成を柱として、ケースワーク的保護に則ったわが国の少年司法の領域には

そもそもなじまないと考えられる。また、少年保護の過程に、経済原理を引き込むこと自体が避けなければならないことである。その意味でわが国では営利目的の民営化はとるべきではない。

しかしながら、非営利目的の民営化には参考にすべき点が少なくない。例えば、寄付金を集めて潤沢な施設環境を整備したり、フレキシブルなアイデアで現代社会のニーズに応じた職業訓練プログラムを開発したり、地域社会との交流を活性化したりすることが考えられる。もちろんわが国では、セキュリティーレベルの高い施設においては、公益法人的な組織とはいえ、いきなり民間団体に運営をまかせることは困難である。今後、わが国がアメリカの非営利民営少年矯正施設のよい点を参考にすれば、セキュリティーレベルの低い開放型少年院等を中心に民間委託を考えていくことも可能であるように思われる。また、従来の少年院では十分であるとは言えない教科教育及び職業訓練のプログラム運営を民間の団体に委託することも考えよいように思われる。

〈注〉

- (1) See Patrick Bayer & David E Pozen, THE EFFECTIVENESS OF JUVENILE CORRECTIONAL FACILITIES: PUBLIC VERSUS PRIVATE MANAGEMENT, 2003.
- (2) See Gaylene Styve Armstrong, PRIVATE VS. PUBLIC OPERATION OF JUVENILE CORRECTIONAL FACILITIES, 2001.

(やまぐち・なおや／山梨学院大学法科大学院教授)